

すかがわ統計月報 7年9月発行

須賀川公共職業安定所

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話) 0248-76-8609

石川地方職業相談室

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和7年7月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.99倍(対前年同月比0.46ポイント上昇、対前月比0.58ポイント上昇)

7月の新たな求職申込みは381件、求人申込みは759人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.99人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数 / 新規求職者数

新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

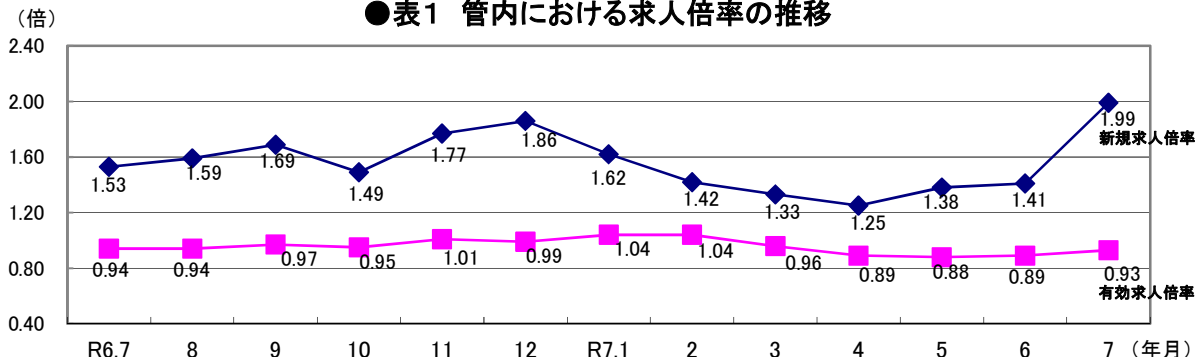
■有効求人倍率 0.93倍(対前年同月比0.01ポイント低下、対前月比0.04ポイント上昇)

5月から引き続き求職している方と7月に新たに求職申込みした方の合計が1,943人であったのに対し、5月から引き続き有効中の求人と7月に新たに申し込まれた求人の合計は1,799人でした。
これは、1人の求職者に対し0.93人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数 / 有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

●表1 管内における求人倍率の推移



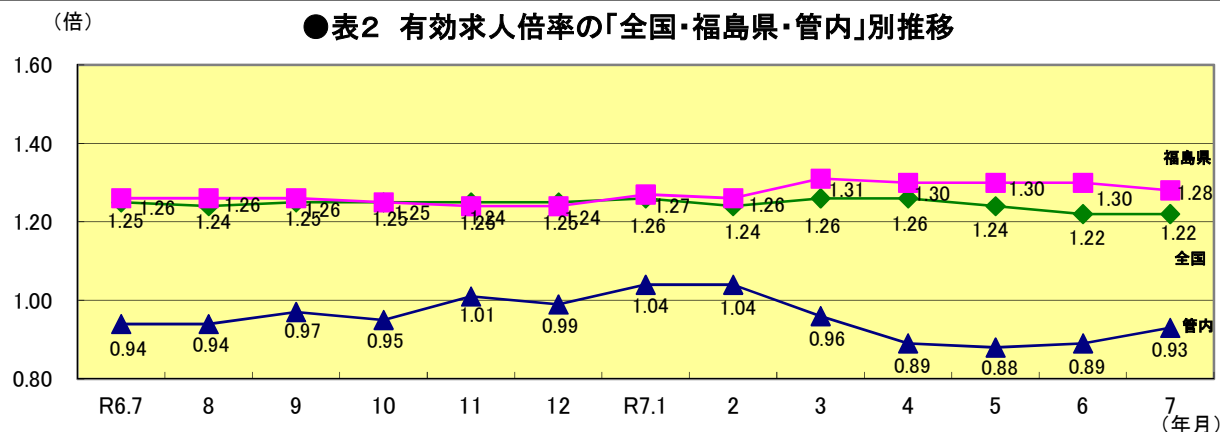
■有効求人倍率 【全 国】1.22倍(対前年同月比0.03ポイント低下、対前月比±0)

【福島県】1.28倍(対前年同月比0.02ポイント上昇、対前月比0.02ポイント低下)

【管 内】0.93倍(対前年同月比0.01ポイント低下、対前月比0.04ポイント上昇)

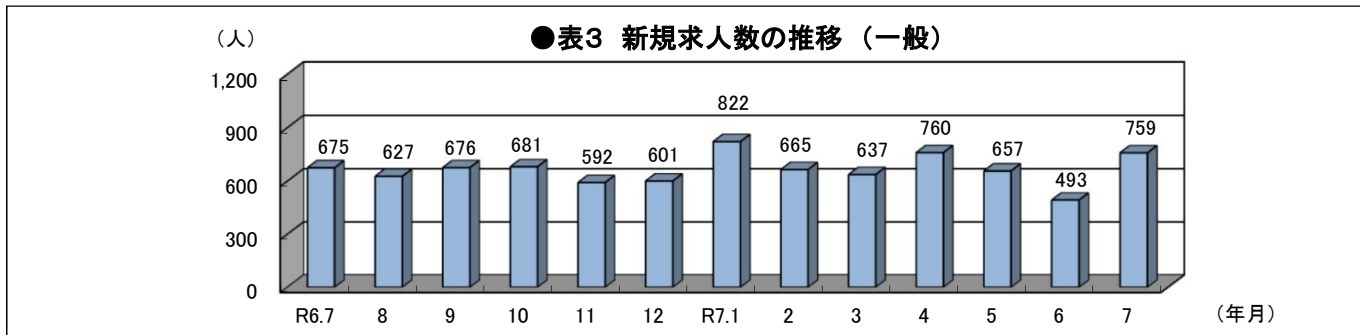
※なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。

●表2 有効求人倍率の「全国・福島県・管内」別推移



求人

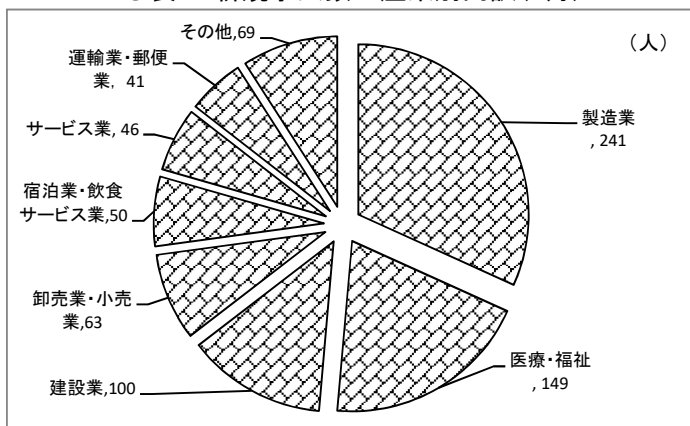
■新規求人数 759人(対前年同月比12.4%増、対前月比54.0%増)(表3)



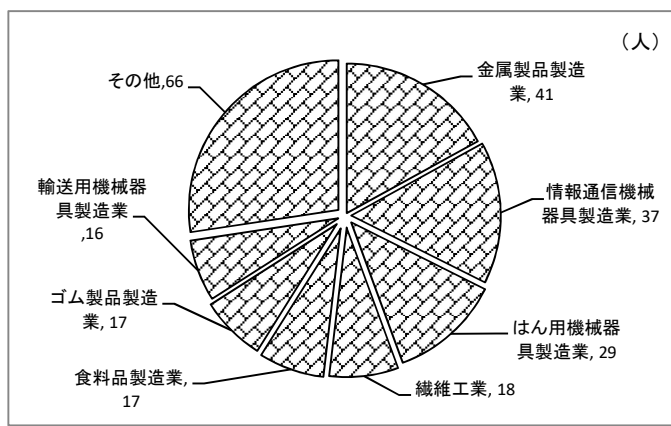
7月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が241人と最も多く、全体の31.8%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、金属製品製造業が41人と最も多く、製造業全体の17.0%を占めており、次いで情報通信機械器具製造業、はん用機械器具製造業、繊維工業となっています。(表5)

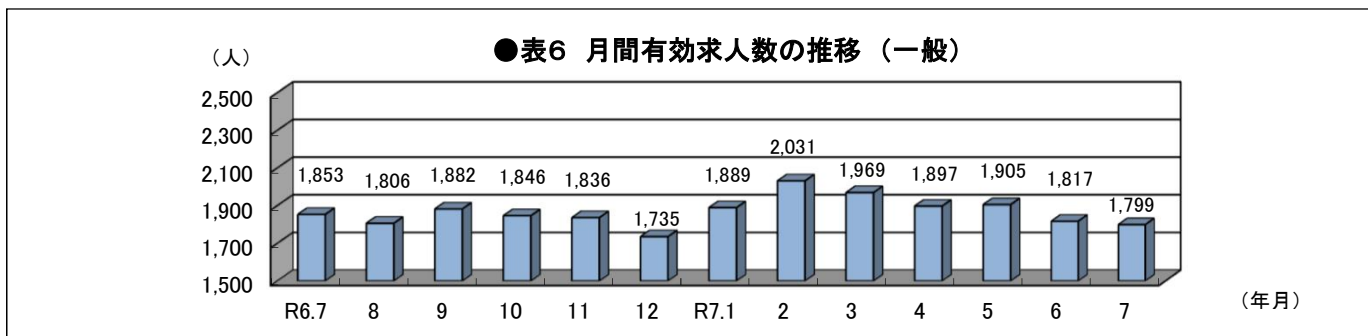
●表4 新規求人数の産業別内訳(7月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(7月)

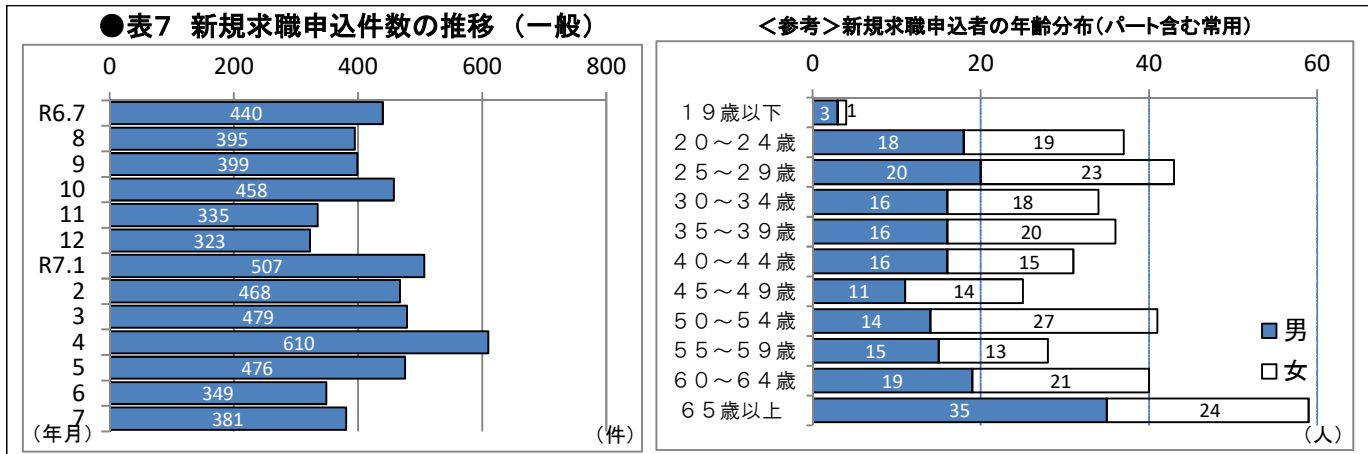


■月間有効求人数 1,799人(対前年同月比2.9%減、対前月比1.0%減)(表6)

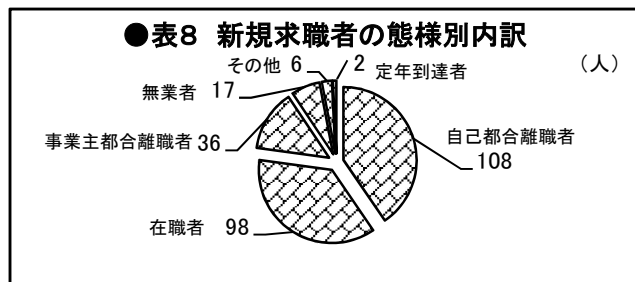


求職

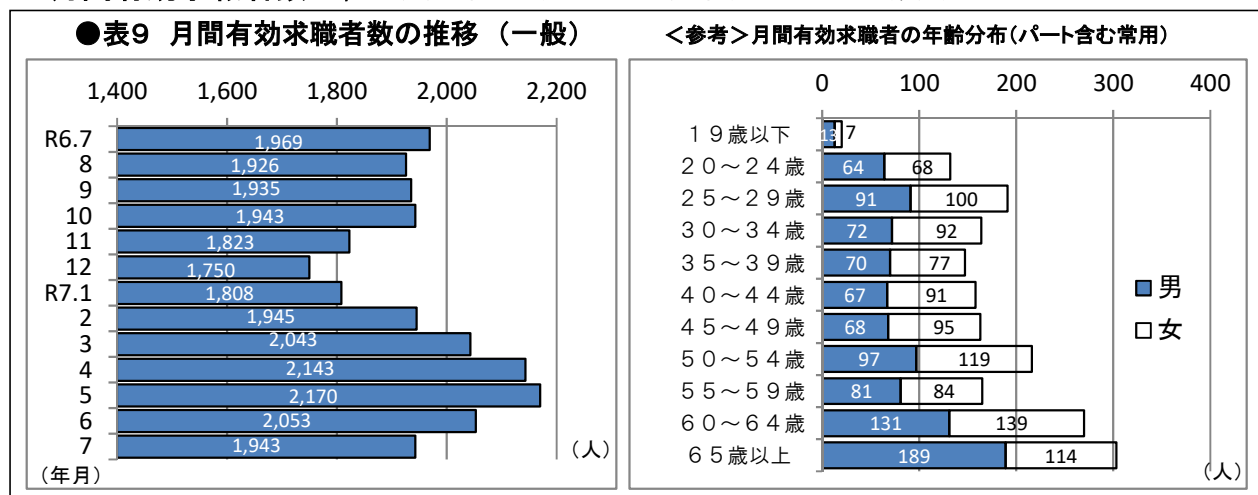
■新規求職申込件数 381件(対前年同月比13.4%減、対前月比9.2%増)(表7)



7月の新規求職申込件数267件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が108人と最も多く、全体の40.4%を占めており、次いで在職者(同36.7%)、事業主都合離職者(同13.5%)、無業者(同6.4%)、その他(同2.2%)となっています。(表8)



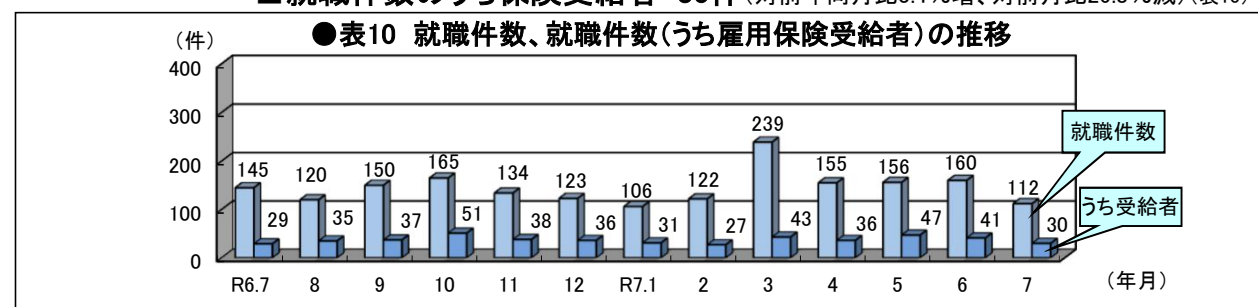
■月間有効求職者数 1,943人(対前年同月比1.3%減、対前月比5.4%減)(表9)



就 職

■就職件数 112件(対前年同月比22.8%減、対前月比30%減)

■就職件数のうち保険受給者 30件(対前年同月比3.4%増、対前月比26.8%減)(表10)

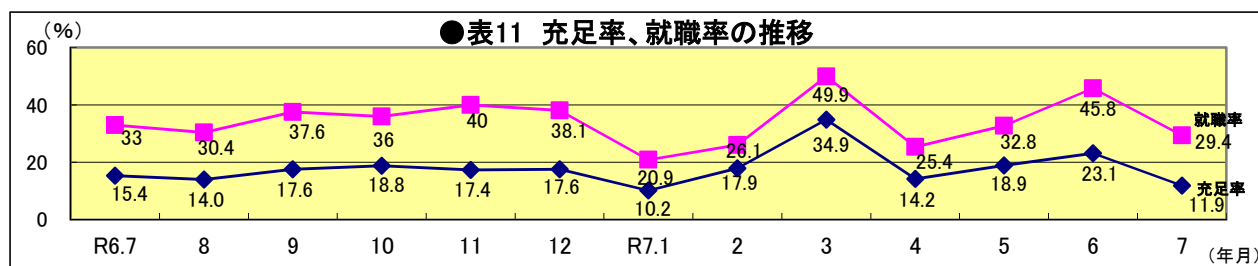


充足率、就職率

■充足率 11.9%(対前年同月比3.5ポイント低下、対前月比11.2ポイント低下)

■就職率 29.4%(対前年同月比3.6ポイント低下、対前月比16.4ポイント低下)(表11)

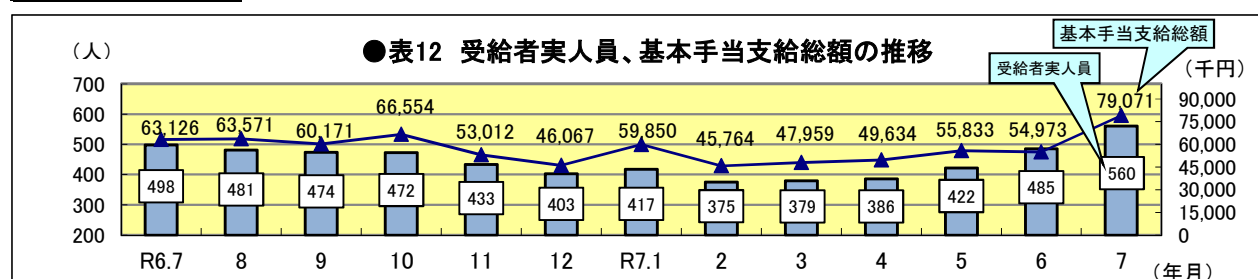
充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 560人(対前年同月比12.4%増、対前月比15.5%増)

■雇用保険基本手当支給総額 79,071千円(対前年同月比25.3%増、対前月比43.8%増)(表12)



高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。